

仕 様 書

- 1 主管課（給油対象車両の保有課）等
別紙のとおり。（令和8年3月13日公告現在）

- 2 予定数量
別紙のとおり。
（見込数量であり、この数量を保証するものではない。）

- 3 品名・規格
レギュラーガソリン JIS・K2202-2号
軽油 JIS・K2204-2号

- 4 納入場所
受注者の所轄するガソリンスタンド

- 5 給油方法
 - (1) 給油に当たっては、本市職員の指示に従うこと。
 - (2) 給油の際、給油カードまたは磁気給油カードに記載する登録番号の車両であることを確認すること。
ただし、磁気給油カードについては、受注者が車両1台につき1枚作成し、できる限り所属名及び車番（自動車登録番号）を記載すること。
 - (3) 磁気給油カードを作成した場合は、磁気給油カードは発注者が保管する。
 - (4) 磁気給油カードを使用する場合は、受注者は、納品（給油の終了）の際、納品書を発注者に交付すること。

- 6 代金の請求方法
 - (1) 代金は1か月ごとに、別紙に記載する車両の保有課ごとに請求すること。
なお、軽油については、軽油取引税を含んだ金額とする。
 - (2) また、主管課（車両の保有課）によっては、車両ごとの請求書が個別に必要な場合もあるため、当該主管課の指示に従うこと。

（参考）

資源エネルギー庁のホームページアドレス

「http://www.enecho.meti.go.jp/statistics/petroleum_and_lpgas/pl007/results.html」

令和8年度 レギュラーガソリン等購入予定数量

課 名	油 種	購入予定数量(ℓ)	対象車両台数	
			自動車(台)	二輪車(台)
区政調整課	ガソリン			
	軽 油	600	2	
地域起こし推進課	ガソリン	1,300	2	
	軽 油	350	1	
地域支えあい課	ガソリン	1,863	6	
	軽 油	728	2	
福祉課	ガソリン	450	1	
	軽 油	390	1	
生活課	ガソリン	15		3
	軽 油	411	1	
維持管理課	ガソリン	7,812	14	
	軽 油	2,357	6	
農林課	ガソリン	3,690	6	
	軽 油			
建築課	ガソリン			
	軽 油	260	1	
西部市税事務所佐伯税務室	ガソリン	470	1	13
	軽 油	570	2	
西部地区学校事務センター	ガソリン	600	1	
	軽 油	230	1	
道路交通局用地部	ガソリン			
	軽 油	80	1	
合 計	ガソリン	16,200	31	16
	軽 油	5,976	18	

※対象車両台数は、令和8年度中に新たに購入する車両台数を含む。

※広島市において組織改正等があった場合は、改正後の課名等に読み替えるものとする。